

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1 開催日時 令和4年10月5日（水） 13時30分

2 開催場所 篠栗町役場 2階 中会議室

3 出席委員（13名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）
10番 松田 護（副会長）
1番 井上 宗利
2番 井上 重誠
3番 平井 眞澄
5番 井上 勘次
6番 村瀬 久美子
7番 城戸 一寿
8番 葉山 繁美
11番 柳池 達美
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則
川内 行雄

4 欠席委員（1名） 9番 三代 由美子

5 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条による許可申請について（2件）

議案第2号 農地法第5条による農地転用許可について（1件）

議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について

報告第1号 農地法第4条及び第5条による農地転用許可について（3件）

報告第2号 農地法第5条による農地転用許可について（1件）

6 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年10月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、9番 三代 由美子 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>8番： 葉山 繁美 委員</p> <p>11番： 柳池 達美 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号、第2号、第3号について審議し、その後報告1号、2号を受けて散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は2件となっております。</p>

議案書 1 ページをご覧ください。

令和 4 年 8 月 2 9 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があった
ものです。

【議案第 1 号審議番号 1 の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は 2293.22 m²
となっております。

続きまして、議案書 4 ページをご覧ください。

令和 4 年 9 月 2 2 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があった
ものです。

【議案第 1 号審議番号 2 の朗読】

概要について説明いたします。

今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は 1778 m²と
なっています。

農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、
許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などにつ
いても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えて
おり、全ての許可要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

議案第 1 号審議番号 1 について地元農業委員の松田副会長から、何かご
意見などはありませんでしょうか。

<p>10番 (松田副会長)</p>	<p>地元で農業をされている方です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第1号審議番号2について地元農業委員の城戸委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>7番 (城戸委員)</p>	<p>特に問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第1号について審議、採決いたします</p> <p>議案第1号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号審議番号1について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>議案第1号審議番号2について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可について 審議】</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」</p>

	<p>について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可について 説明】</p> <p>それでは「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について説明します。</p> <p>本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 朗読】</p> <p>こちらは令和4年9月22日に受理したものです。</p> <p>転用理由は「店舗及び駐車場」となっております。</p> <p>農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」に該当いたしました。</p> <p>今回の転用に関し、開発許可の手続は不要です。そして福岡県との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。</p> <p>なお、福岡県の担当官とは協議済であり、令和4年10月6日に現地確認があります。事前に写真にて現地の説明は行っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について地元農業委員の合屋委員から、何かご意見などはあ</p>

	りませんかでしょうか。
1 2 番 (合屋 委員)	転用自体には特に問題ないと思います。駐車場の進入に関しては、集落の中を通る道は幅員が狭く離合ができないので、こちらを通ると地元には迷惑がかかります。全体的にも幅員は狭いです。
議長	【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可について 採決】 ありがとうございました。議案第 2 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。
1 1 番 (柳池 委員)	今回の転用に関しては、「車両の通行に関しては地元との協議を十分に行い、地元には迷惑をかけることがないようにすること」といった条件を付けることが適当だと思う。
議長	【 出席委員多数同意 】 それでは採決いたします。議案第 2 号ついて賛成の方は挙手をお願いします。 【 出席委員賛成多数 】 出席委員全員賛成により、議案第 2 号については、「車両の通行に関しては地元との協議を十分に行い、地元には迷惑をかけることがないようにすること」という意見を付して県へ進達いたします。
議 長	【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 審議】 それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 説明】

それでは、事務局より説明いたします。議案第 3 号ですが、篠栗町農用地利用集積計画、期間借地を目的とした利用権設定 18 件となります。

それでは説明いたします。議案書は 14 頁から 20 頁をご覧ください。

篠栗町長より、令和 4 年 9 月 26 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている期間借地を目的とした利用権設定、更新 18 件、合計面積 72,690 m² (7.3ha) です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

以上です。

議 長

【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 採決】

	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 3 号について皆さんから何かご質問はありませんでしょうか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 3 号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第 1 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第 1 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第 1 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>今回、同じ計画内に農地法第 5 条の規定による農地転用届出について報告がありますので併せて報告いたします。</p> <p>議案書 21 ページをご覧ください。令和 4 年 8 月 2 9 日に受理したものです。</p> <p>【報告第 1 号 朗読】</p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第 4 条、第 5 条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p>

	<p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号について地元農業委員の井上宗利委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
1 番 (井上宗委員)	<p>特に問題ないと思います。周りに農地もありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
議 長	<p>【報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第2号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書 27 ページをご覧ください。令和4年9月22日に受理したものです。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第5条による農地転用届出を受け</p>

	<p>たものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第2号について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
10番 (松田副会長)	<p>転用に関しては特にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に報告第2号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第2号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <p>・研修会について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p>

	<p>それでは、これで令和4年10月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>
--	-----------------------------------------------------